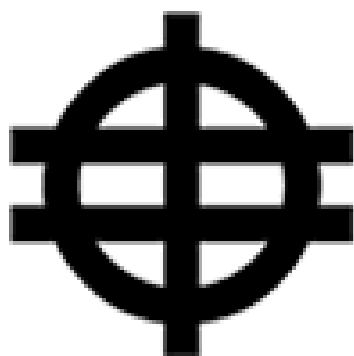


津波避難計画



和 木 町

令和 2 年 5 月 27 日

目 次

第1章 総則	2
1 目的	
2 計画の修正	
3 用語の意味	
第2章 避難計画	3
1 津波浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定	
2 津波避難計画	
第3章 初動体制	6
連絡・参集及び配備体制	
第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保	6
1 安全確保のための配慮	
2 避難誘導等に従事する者の安全確保	
第5章 津波情報等の収集・伝達	7
1 津波情報等の収集	
2 津波情報等の伝達	
第6章 避難指示・勧告等の発令	7
1 発令基準	
2 発令の判断	
3 伝達方法	
第7章 津波対策の教育・啓発	9
1 啓発の手段	
2 啓発の内容	
3 啓発の場等	
第8章 津波避難訓練の実施	10
第9章 避難行動要支援者の避難対策	10
1 情報伝達	
2 避難行動の援助	
第10章 河川敷利用者の避難対策	11
別紙第1 「避難対象区域等一覧及び避難の基準」	
別紙第2 「津波指定緊急避難場所一覧」	
別紙第3 「避難路・避難目標地点・避難場所等要図」	

第1章 総則

1 目的

本計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間、津波から住民の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

2 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりとする。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき本町が指定する。

(3) 避難困難地域

避難対象地域のうち、徒歩を前提とする避難行動では、津波の到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難するための経路で、本町が指定するものをいう。

(5) 避難経路

避難するための経路で、住民等が設定するものをいう。

(6) 緊急避難場所

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などで、本町が指定する。原則として避難対象地域の外に定める。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする場所であり、必ずしも緊急避難場所とは一致しない。

(8) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を本町が指定する。

(9) 避難行動要支援者

高齢者や障がい者など災害時に配慮を必要とする者（要配慮者）のうち、災害時に自ら避難することが困難で支援を必要とする者をいう。

第2章 避難計画

1 津波浸水想定区域及び津波到達予想時間の設定

本町の津波浸水想定区域及び津波到達予想時間は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により県が作成した津波浸水想定に基づき設定した。

津波浸水想定区域は、津波浸水想定に基づき別紙第1のとおりとし、津波到達予想時間は本町に最も影響のある南海トラフ巨大地震の最高津波水位到達時間とした。

なお、瀬戸内海側で想定する南海トラフの巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による津波の想定は、次表のとおりである。

(1) 津波水位等

地点名	南海トラフ巨大地震 (最大震度6弱、平郡島6強)		周防灘断層群主部の地震 (最大震度6弱)	
	最高津波水位 (T.P.m)		最高津波水位 (T.P.m)	
		津波波高		津波波高
小瀬川河口	3.0 m	1.2 m	1.9 m	0.1 m

※ 津波最高水位は、T.P.m（東京湾平均海面からの高さ（m））から、朔望平均満潮位と津波波高を合せた水位

※ 朔望平均満潮位とは、各月の新月（朔）または満月（望）の日の前2日、後4日以内に観測された最高満潮位の年平均値をもとに、期間中の総和を個数で除した値

(2) 最高津波到達時間

地点名	南海トラフ巨大地震	周防灘断層群主部の地震
小瀬川河口	218分（3時間38分）	163分（2時間43分）

※「津波浸水想定（瀬戸内海沿岸）について（平成25年12月24日山口県公表）による。

2 津波避難計画

(1) 避難対象区域

本町における浸水面積は71ha（約840m四方）で和木1丁目から5丁目のほぼ全域と想定されている。このため、本町の避難対象区域は、県が平成25年12月に公表した津波浸水想定に基づき設定した津波浸水想定区域で、当該区域内の1905世帯、住民4304名（令和2年4月1日時点）が避難対象となり、具体的には別紙第1「避難対象区域等一覧及び避難の基準」によるものとする。

(2) 避難困難地域

本町においては、下記の算定結果から、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能であることから避難困難地域の設定はしないこととする。

ア 算定結果

避難可能距離：約5km ≧ 最大避難距離：2.2km

イ 算定要領

(ア) 避難可能距離

次の計算式により求められる。

避難可能距離＝（歩行速度）×（津波到達時間－避難開始時間）

a 歩行速度：0.5m／s

※1.0m／秒（老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とするが、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下（0.5m／秒）するためこれを算定の基準とした。

この際、夜間の移動は昼間の80%に低下するため、これを算定の基準とし、算出した避難可能距離の80%による夜間移動を避難可能距離とした。

（「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成25年3月総務省消防庁国民保護・防災部防災課）第2章「市町村における津波避難計画策定指針」2.3.2「避難困難区域の検討」による。）

b 津波到達時間：218分（3時間38分）

c 避難開始時間：10分

※平成24年8月に公表された南海トラフ巨大地震の被害想定（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第一報告）では、避難の迅速化が図られた場合について、昼間の場合には発災後の5分後、深夜でも発災後10分で避難開始するとの試算に基づき、深夜を算定の基準とした。

（「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成25年3月総務省消防庁国民保護・防災部防災課）第2章「市町村における津波避難計画策定指針」2.3.2「避難困難区域の検討」による。）

d 避難可能距離

約5m（4,992m）

（イ）最大避難距離

最大約2.2km（三井化学㈱装束門（和木5丁目1番街区）～瀬田八幡宮まで）

※和木地区の津波浸水想定区域の南西部から津波浸水想定区域外となる避難目標地点、この際徒歩移動を考慮し努めて平坦部の移動とした。

（3）避難路・避難経路

ア 避難路

避難目標地点に最も短時間で到達できる経路を指定・設定するため、町は和木地区以西の避難目標地点への避難路として、別紙第3「避難路・避難目標地点・避難場所等要図」のとおり、下記を指定する。

（ア）県道135号

（イ）中道（町道）

（ウ）町道新大和橋通り線（大和橋南詰交差点～議会棟前交差点）

（エ）宮ノ下山田線～八幡山遊歩道

イ 避難経路（各地区防災組織等で指定）

指定緊急避難場所、避難目標地点及び避難路に至る避難経路の選定については地域特性を考慮し、次の点に留意するものとする。

(ア) 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。

(イ) 避難対象地域の外にいち早く避難できること。

(ウ) 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。

(エ) 複数の迂回路が確保されていること。

(オ) 原則として津波の進行方向と同方向に避難できること。

(4) 緊急避難場所・避難目標地点

ア 避難目標地点

別紙第3「避難路・避難目標地点・避難場所等要図」のとおり、以下の地点を基準とする他、安全性の確保の面から必要性に応じて指定する。（各地区防災組織等で指定）

(ア) 和木テレビ中継所

(イ) 八幡山公園

(ウ) 瀬田八幡宮

※ 津波到達までの時間的猶予の少ない場合、緊急避難場所を唯一の目的地とするより、まずは最短で行くことのできる海拔10m以上の高台を目指して身の安全を確保した上で、次に、可能な範囲で情報を得て、安全な場所に移動する方が良い場合もある。

イ 指定緊急避難場所

別紙第2「津波緊急避難場所一覧」に示す指定緊急避難場所に下記のとおり避難する。

(ア) 避難場所レベル「A」

避難場所として最も優先すべき避難場所であり、この際、避難対象区域からの離隔距離、安全度を考慮し、当初は避難目標地点を目標として避難するものとする。

(イ) 避難場所レベル「B」

避難場所レベル「A」への避難が困難な要配慮者（同支援者を含む）及び避難開始が遅れた場合等、必要に応じて避難経路上にある当該施設の避難要件に示す階以上に垂直避難する。

(ウ) 避難場所レベル「C」

土砂災害の危険、遠距離の避難となることを考慮し、必要に応じて避難する。

(5) 津波避難ビル

避難困難地域は設定しないことから、津波避難ビルの指定はしていない。

なお、逃げ遅れた避難者、要配慮者等を考慮し、避難場所レベル「B」の施設を含め避難対象地域内の建物等の指定に努めるものとする。

(6) 避難方法

ア 避難は原則として徒歩によるものとする。（交通渋滞による避難の阻害、逃げ遅れの防止）

イ やむを得ず自動車で避難する場合

(ア) 指定避難場所等に徒歩で避難することが困難な避難行動要支援者等を支援する場合に限定

(イ) 必要に応じて、駒ヶ迫鍛冶屋作り線～八幡山蜂ヶ峯線（蜂ヶ峯公園線）は上り専用とし、和木ゴルフ倶楽部～道谷川沿い～瀬田1丁目方向は下り専用に統制し、避難車両による渋滞を防止する。

第3章 初動体制

1 連絡・参集及び配備体制

津波発生となる地震の発生及び津波注意報や津波警報（大津波警報を含む。）が発表された場合は、下記による他、地域防災計画本編第3編第1章第1節第1項「動員配備計画」及び「災害発生時の職員参集マニュアル（平成27年3月）」に基づき、下記の通りとする。

体 制	対策の別		配備の一般的基準	
			部署	人数
第 1 警戒体制	警戒配備体制	町内で震度 3 の地震発生	企画総務課 都市建設課	2 名 2 名
第 2 警戒体制		町内で震度 4 の地震発生	企画総務課 都市建設課	全員 全員
			住民サービス課 保健福祉課	2 名 2 名
			教育委員会事務局	2 名
			その他必要と認められる職員	
災害警戒本部体制		第 2 警戒体制において、以後の災害対応について協議を要すると町長が認めた場合	第 2 警戒体制の職員	
	町長、副町長、教育長 全課長			
災害対策本部体制	災害対策本部体制	町内で震度 5 弱以上の地震発生又は津波注意報や津波警報（大津波警報を含む。）が発表された場合	全職員	

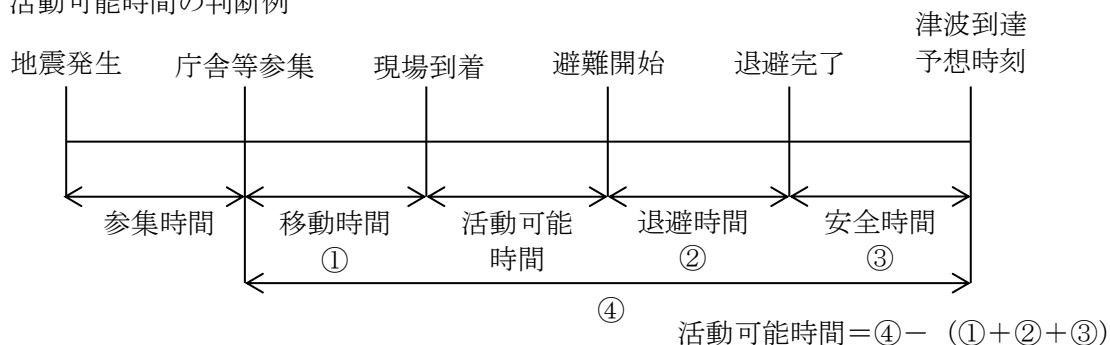
第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保

1 安全確保のための配慮

避難広報や避難誘導等に従事する者の安全確保に十分に配慮しつつ、津波警報等の情報を入手するまで原則として避難を優先させるものとし、次の事項に留意する。

- (1) 避難広報は、原則として防災行政無線、各種メール等により一斉伝達手段により行うが、車両巡回により行う場合は、2名以上で乗車し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等を警戒しつつ伝達する。
- (2) 津波到達予想時間、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動可能時間を判断するとともに、常に高台等への退避ルートを念頭において行動する。

【参考】活動可能時間の判断例



2 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行うには下記の点について配慮し、従事する者は自身の安全を確保しなければならない。

- (1) 従事する者は、ライフジャケットを着用し、安否確認のため、災害時でも利用可能な通信機器を携行する。また、ラジオの携行等、最新の気象情報等を入手できるものを装備し、避難誘導等を実施する。
- (2) 避難誘導等を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
指揮者又は監視員は、現場の状況把握に努め、従事する者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (3) 指揮者は従事する者の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間等を従事する者へ周知し、共有する。

第5章 津波情報等の収集・伝達

1 津波情報の収集

(1) 津波情報等の入手

強い揺れ（震度4以上）又は弱い揺れであっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波情報等の入手に努めるものとする。

(2) 津波の実況等の情報収集

津波情報は放送による方が早い場合があるので、地震感知後報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの津波警報が放送された場合も同様の措置をとる。

2 津波情報等の伝達

津波警報（大津波警報を含む。）の伝達方法は、地域防災計画本編第3編第2章第1節第2項「気象注意報・警報及び気象情報に係る伝達」に基づき、全国瞬時警戒システム（J-ALERT）と連動し、下記の通り、町民に対して防災行政無線による放送・サイレンの吹鳴、和木町防災メール、緊急速報メールの配信等による瞬時に伝達を含め、伝達を行うものとする。

第6章 避難指示・勧告等の発令

1 発令基準

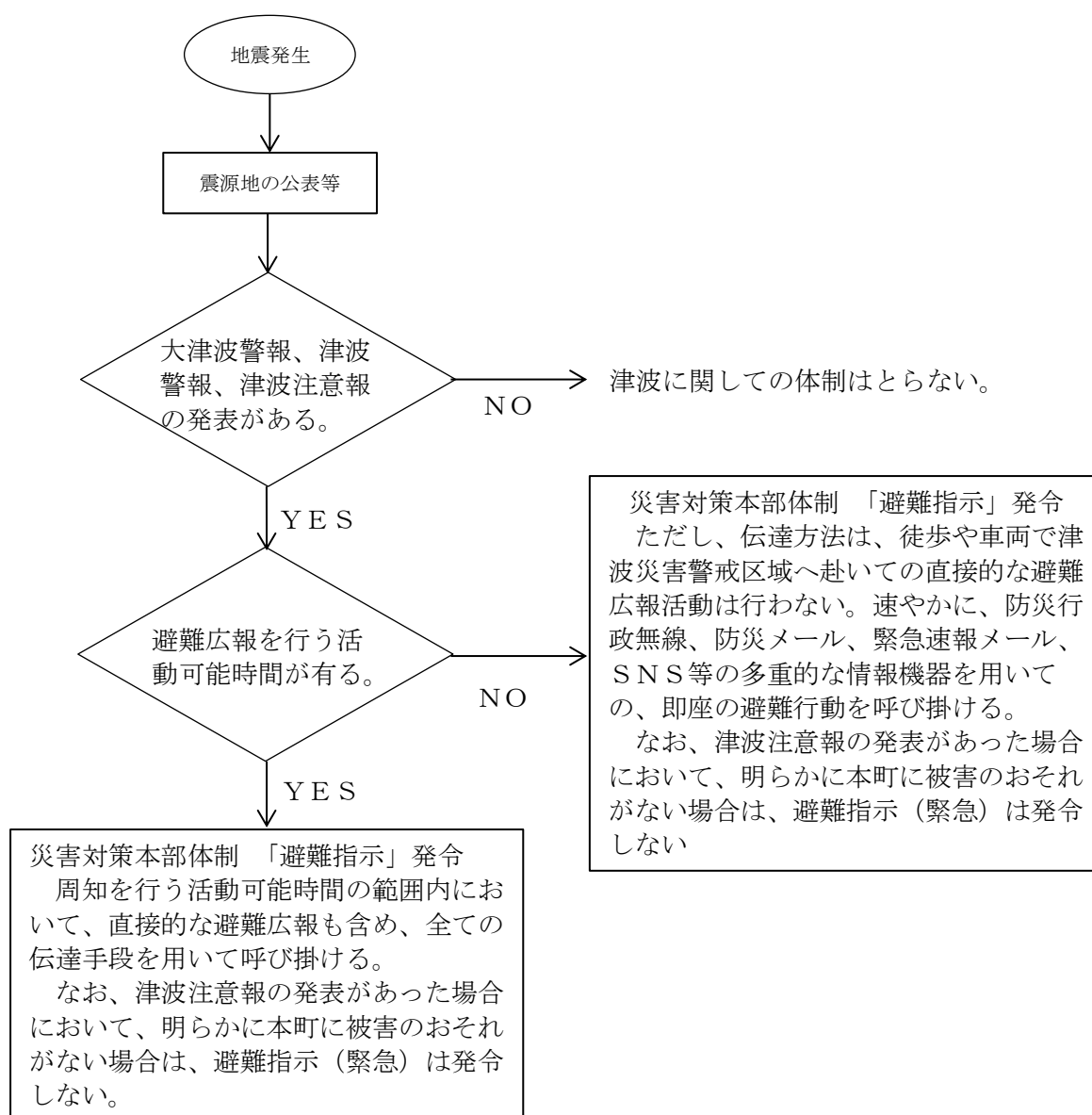
津波が発生し又は発生するおそれがあり避難が必要と認める場合には、以下の基準に基づき避難指示（緊急）等を発令する。

種 別	基 準
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動の緊急性から基本的に発令しない。 （発令は、「避難指示（緊急）」のみ。）
避難勧告	

避難指示（緊急）	1 以下の警報が発令された場合 (1)大津波警報 (2)津波警報 (3)津波注意報 2 停電、通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない場合において、強い揺れ（震度4以上）を感じた場合、もしくは1分以上の長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合
解 除	津波に関する警報、注意報が解除され、今後、津波による被害が無いと認められる場合

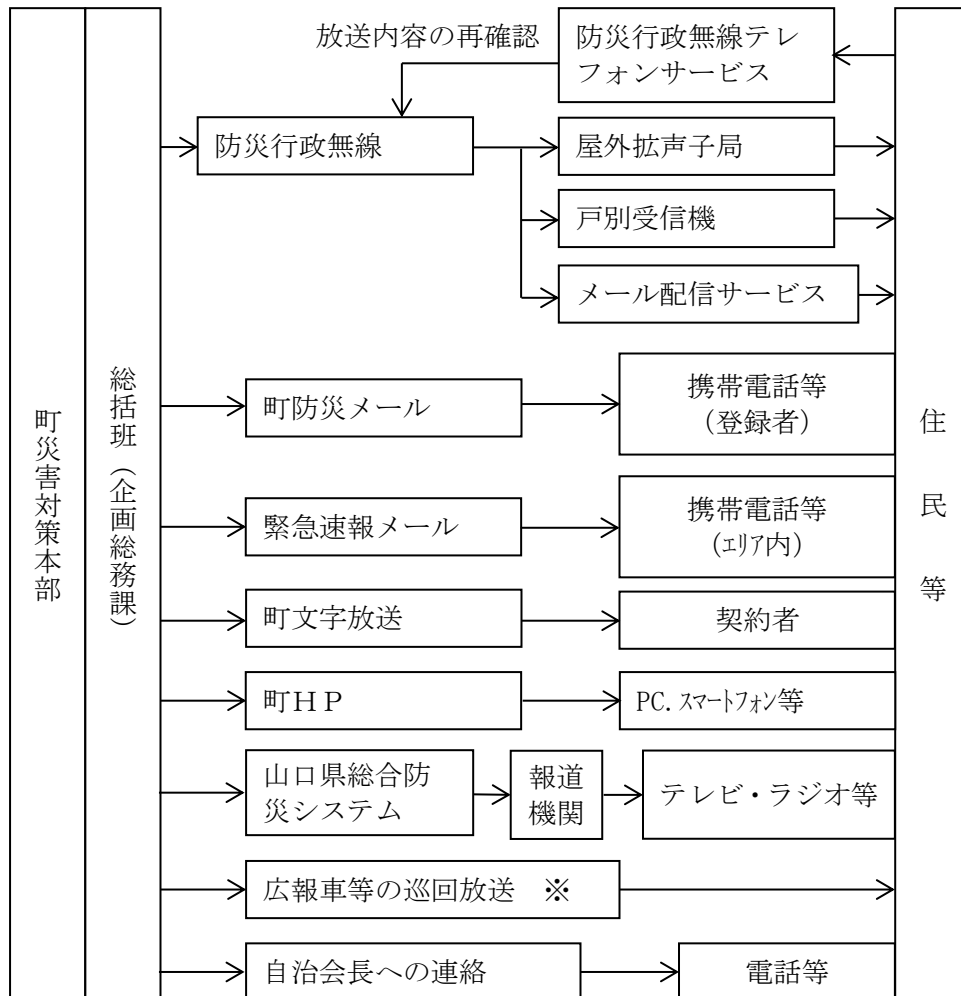
2 発令の判断

発令の判断にあたっては、地域防災計画震災対策編第3編第21章第1節第1項「避難指示（緊急）の発令」及び「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」に基づく他、下記の判断フローチャートにより判断する。



3 伝達方法

避難指示（緊急）発令の伝達方法は下記により行うものとするが、下記以外の手段があれば積極的に活用するものとする。その場合、機器を活用する手段のほか、自主防災組織や自治会等による直接的な働きかけも積極的に促すものとする。



※広報車等の巡回放送による直接的な広報は、活動可能時間が無い場合は行わない。

第7章 津波対策の教育・啓発

地域防災計画震災対策編第3編第21章第9節「地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」に基づく他、住民自らの避難行動（直ちに海辺から離れ、急いで安全な場所に避難する）が最も重要であることを踏まえ、防災関係機関等の協力の下、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、住民に対して各地域の実情に応じた教育、啓発を行うものとする。

1 啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア、パンフレット、津波ハザードマップ、広報紙、ホームページ等を活用する。

2 啓発の内容

内 容	詳 細
過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
津波の特性に関する情報	津波発生のメカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
津波ハザードマップ	津波浸水想定区域、緊急避難場所等を表す地図の内容・読み方
津波避難計画の内容	避難対象地域、緊急避難場所、町・地域における役割、津波情報の伝達、避難指示・避難勧告
家庭での予防・安全対策	災害時における家庭内での連絡体制の確保、水・食糧などの備蓄、建物の耐震化、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、訓練参加
大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

3 啓発の場等

職員等による出前講座や研修会、講演会、防災訓練等を学校、地域（自主防災組織、自治会等）、事業所等において実施する。

第8章 津波避難訓練の実施

地域防災計画震災対策編第3編第2章第8節「防災訓練計画」に基づき、円滑な避難と防災意識の向上のため、毎年1回以上、津波避難訓練や情報伝達訓練等を実施するよう努めるものとする。

また、避難訓練の実施後は、訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の計画の見直しや訓練につなげるものとする。

第9章 避難行動要支援者の避難対策

地域防災計画震災対策編第3編第1章第2章「災害時要援護者対策」に基づき、次の事項に着意して実施する。

1 情報伝達

津波警報や避難指示等の住民への伝達手段は、防災行政無線、サイレン、広報車等の音声伝達が主体である。聴覚障害者には和木町防災メール、町HP、文字放送等の利用を促すとともに、聴覚障害者や外国人に対して、近隣者や地域支援者が情報伝達する支援体制づくりに努めるものとする。

また、要配慮者利用施設には、戸別受信機を優先的に設置し、施設管理者への情報伝達をより確実に行うものとする。

2 避難行動の援助

避難行動要支援者は、近所の住民や自主防災組織、ボランティア等の支援が必要不可欠であり、日頃から地域の自治会（自主防災組織）、コミュニティ、社会福祉協議会等との連携を図り、組織的な支援体制の確保に努めるものとする。

第10章 河川敷利用者の避難対策

情報伝達に支障が生ずる恐れのある河川遊歩道利用者等が安全に避難するためには、素早い情報提供と的確な避難の誘導体制を確立しておく必要があることから、次のような対策を講じるものとする。

- (1) 防災行政無線の屋外拡声子局、サイレンとともに、広報車等の巡回放送（宮ノ下交差点～県道122号線～栄橋南詰交差点～E N E O S ㈱正門までの河川沿い）により堤外地所有者への迅速な津波情報等の伝達を行う。
- (2) 太田川河川事務所の河川警報所の放送（警報）設備との連携を図り、堤外地所有者への伝達手段の複合化を図る。この際、栄橋南詰からE N E O S ㈱正門までの小瀬川右岸の堤外地所有者への伝達について、隣接企業との連携を図る。
- (3) 近年の携帯電話の普及率の向上や、情報技術の進展など、情報通信環境の現状を踏まえ、これら技術の積極的活用を検討する。

別紙第 1

避難対象区域等一覧及び避難の基準

自主防 災組織 (自治会)	丁 目	街 区	世帯数		人口※		街区 重複	最大浸 水深 (m)	レベルAへの避難		レベルBへ の退避				
									避難目標 地点	指定緊急 避難場所					
上組	1	1	34	210	64	512		1	八幡山 公園	つつじ ヶ丘団 地第 1・2公 園又は 蜂ヶ峯 総合公 園	和木小学 校				
		2	13		25										
		4	32		70			2							
		5	24		71			1							
		6	25		55			2							
		7	40		94			1							
		8	29		81		前組	2							
		13	21		52		背戸場	1							
背戸場	1	14	23	23	43	43		0	瀬田八 幡宮			和木小学 校			
前組	1	9	15	110	36	255		1							
		11	26		64										
		12	22		34										
	2	11	18		42										
		12	29		79										
中組	2	10	37	104	84	237				2					
		6	23		59										
		7	11		25										
		8	33		69										
三井 社宅	2	4	44	44	139	139					2		八幡山 公園	蜂ヶ峯 総合公 園	和木小学 校
山の手	2	1	17	91	30	195					1				
		2	63		139										
		3	11		26										
下組	2	13	28	46	59	98			0		瀬田八 幡宮	つつじ ヶ丘団 地第 1・2公 園又は 蜂ヶ峯 総合公 園	総合コミ ュニテイ センタ ー・総合福 祉会館		
		14	18		39										
中開	2	10	28	150	70	388		2							
		15	2		5			1							
	3	7	40		93		曙	2							
		10	16		42										
		11	38		104		加賀開								
		12	26		74										
加賀開	3	1	16	128	37	273		2	八幡山 公園	和木中学 校					
		3	48		97										
		4	15		44										
		8	25		44										
		9	24		51										

※：人口は街区毎であり、一部の街区が自治会区と重複しており、自主防災組織（自治会）の所属人口と一致しない。

自主防 災組織 (自治会)	丁	街 区	世帯数		人口※		街区重複	最大浸 水深 (m)	レベルAへの避難		レベルBへの 退避
									避難目標 地点	指定緊急 避難場所	
曙	2	9	36	197	81	375	中組	2	八幡山 公園	つつじ ヶ丘団 地第 1・2公 園又は 蜂ヶ峯 総合公 園	和木中学 校
	3	2	90		145		ENEOS 和木寮 加賀開				
		5	32		74						
		6	39		75						
上灰場	4	1	47	211	98	479		1	瀬田八 幡宮		
		2	44		108		2				
		3	55		136						
		4	51		97						
		5	14		40						
中灰場	4	6	14	258	39	619		3	和木テ レビ中 継所	蜂ヶ峯 総合公 園	和木こど も園
		7	59		145						
		8	11		39						
		9	53		88						
		10	30		56		1				
		11	32		77						
		12	22		68			新地			
		13	37		107			新地			
沖灰場	5	4	22	207	49	439		3			三井化学 記念体育 館
		5	39		80						
		6	21		47						
		7	33		75						
		8	30		67						
		9	31		59						
		10	31		62						
新地	4	14	27	105	63	252					
	5	1	35		79						
		2	30		84						
		3	13		26						

※：人口は街区毎であり、一部の街区が自治会区と重複しており、自主防災組織（自治会）の所属人口と一致しない。

避難場所レベルAへの避難		避難場所レベルBへの避難			
避難目標地点	配分避難数	避難場所	収容可 能数	配分避難数	収容率 (%)
和木テレビ中継所	1,505	和木小学校	2,000	1,479	74.0
八幡山公園	1,299	和木中学校	1,200	1,127	93.9
瀬田八幡宮	1,500	総合コミュニティセンター 総合福祉会館	421	388	92.2
		和木こども園	1,000	619	61.9
		三井化学記念体育館	800	691	86.4
合 計	4,304	合 計	5,421	4,304	79.4

津波指定緊急避難場所一覧

令和2年4月1日時点

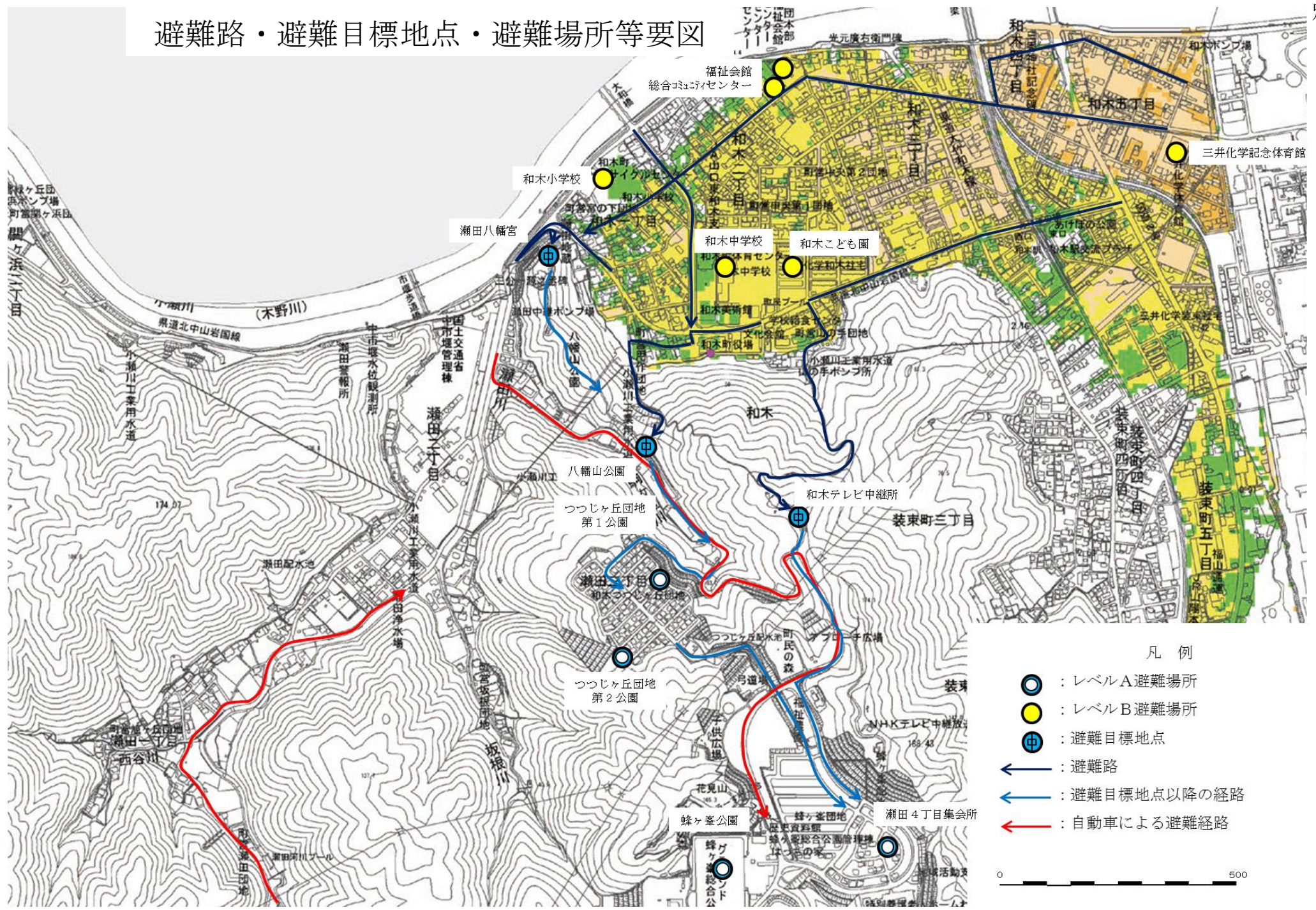
地区	番号	名称	所在地	海拔 (m)	最大浸水深		土砂 災害	松ヶ枝 橋からの 距離 (m)	収容 人員	レベル
					(m)	避難 要件				
和木	1	和木小学校	1丁目13-1	1.9	0.3	2階以上		—	※1 2,000	B
	2	和木中学校	2丁目5-2	1.9	1	2階以上		—	※1 1,200	B
	3	和木こども園	2丁目4-1	1.9	1	2階以上		—	※2 1,000	B
	4	総合コミュニ ティセンター	2丁目15-1	2.4	0.3	2階以上		—	280	B
	5	総合福祉会館	2丁目15-22	1.8	0.3	2階以上		—	141	B
	6	和木2丁目 第3集会所	2丁目3-5-6	4.2			特警	—	28	C
	7	三井化学記念 体育館	5丁目5-13	1.3	2	3階以上		—	※3 800	B
瀬田	1	つつじヶ丘団地 第1公園	3丁目3	105.5				1,100	253	A
	2	つつじヶ丘団地 第2公園	3丁目9	110.3				1,400	672	A
	3	公民館 瀬田分館	2丁目9-30	7.0			警戒	900	780	C
	4	大谷集会所	字峠の下130-1	115.3			特警	2,900	377	C
	5	蜂ヶ峯総合公園	紺屋作260-1	136.2				1,900	7,500	A
	6	瀬田2丁目 集会所	2丁目6-3	6.2			警戒	650	135	C
	7	瀬田3丁目 集会所	3丁目15-8	94.9			警戒	1,100	418	C
	8	瀬田4丁目 集会所	4丁目3-6	137.0				2,000	40	A
関ヶ浜	1	関ヶ浜1丁目 第1集会所	1丁目7-35	21.6			警戒	2,300	35	C
	2	関ヶ浜2丁目 集会所	2丁目5-3	8.0				1,300	176	A
	3	公民館 関ヶ浜分館	1丁目6-34	14.5			警戒	2,000	375	C

※1 小・中学校の2階、3階及び屋上を使用した場合

※2 こども園の2階及び屋上園庭を使用した場合

※3 三井化学記念体育館の3階アリーナを使用した場合（協定に基づく使用区域による。）

避難路・避難目標地点・避難場所等要図



和木町自治会区域図 (和木地区)

